

## 子ども手当に関する決議

子ども手当の創設にあたっては、昨年10月の本会総会において、子ども手当は全額国庫負担が当然であり、万一、地方に財政負担を求めることがあれば支給事務の拒否も辞さないとする決議を採択し、国に対して強い覚悟を示したところである。これに対し、国は、最終的には、子ども手当と児童手当の併給方式を採った。我々としては、これが地方に事前の説明もなく一方的に決定されたこと、また、理論上は新たな地方負担は生じない形ではあるものの事実上は子ども手当の財源の一部に地方も負担する児童手当を充当するものであり、極めて遺憾で納得しがたいものであったが、市民に不利益を及ぼすことは避けねばならず、あくまで今年度限りの暫定措置として受け入れざるを得ないと判断したところである。政府は、今回の件で、我々、地方の信頼を著しく損なったということを肝に銘じるべきである。

現在、近畿各市は、6月からの支給に向け、外国に居住する子どもへの支給対象要件など制度面の不備等からくる市民からの問合せ等にも対応しながら鋭意取り組んでいるところであり、国においては、我々現場の声をよく聞き、今年度の円滑な支給に万全の対策を講じること。

また、来年度以降の子ども手当については、再び、地方の信頼をなくすような対応は断じて認めない。については、国は責任をもって、事務費・人件費等を含めた全額を負担するとともに、地方の事務負担を極力軽減すること。先月末の政府の会議等においては、来年度の手当について、全額を現金給付とするのではなく、一部を保育サービス等の現物給付に充てる案も出されているが、その場合においても財源は国が責任をもって確保すべきであるとともに、給付メニューについては地域の実態に応じたものとなるよう地方の裁量に委ねるべきである。

さらに、制度創設の目的と政策効果をより発揮する観点から、未納の給食費や保育料など、子育て関係で徴収すべき費用との相殺について、必要に応じて市町村において実施できるよう法律に明記すること。これについては創設時には先送りにされたが、今年度途中からの円滑な導入についても速やかに検討すること。

そして、こうした具体的な制度設計の検討にあたっては、国は、前回の対応を反省し、「国と地方の協議の場」等を活用しながら、地方と、対等な立場で十分な協議を行うよう強く要請する。

さらに、少子化対策は国・地方共通の重要課題であることから、今後、総合的な子育て支援策について、地域主権の理念に基づき、国と地方の役割分担を明確にした制度を構築するよう、併せて要請する。

以上、決議する。

平成22年5月14日  
近畿市長会